

# 熊本県公報

第10902号  
平成14年10月25日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………(会 計 課)	1
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………( " )	1
○漁船保険義務加入の同意の承認……………(漁 政 課)	1
○定数漁業の許可申請期間……………( " )	2
○熊本県文書管理システム開発業務に係る落札者等の決定……………(私学文書課)	2
○物品の購入等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査 要領の一部を改正する要領……………(管理調達課)	2
○用品調達に係る業者選定要領……………( " )	4
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見……………(商工政策課)	4
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見……………(商工政策課)	5
○第31回採石業務管理者試験合格者の決定……………(工業振興課)	5
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則……………(教育委員会)	5
○平成15年度県立高等学校生徒募集定員……………( " )	6
○球磨地域保健医療推進協議会の会議の開催……………(球磨地域保健医療推進協議会)	11

## 告 示

### 熊本県告示第834号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成14年10月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和60年熊本県告示第271号の11)の一部を  
次のように改正する。

別表第2 肥後銀行紺屋町支店の項中「九州幸銀信用組合健軍支店」を削る。

附 則

この要領は、平成14年11月11日から施行する。

### 熊本県告示第835号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改め、平成14年11月11日から施行する。

平成14年10月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「九州幸銀信用組合健軍支店 熊本市若葉一丁目39番5号」を削る。

### 熊本県告示第836号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。)第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年7月2日熊本県告示第541号で公示した高道加入区及び平成14年3月1日熊本県告示第151号で公示した鍋加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第2号の規定により平成14年9月13日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。